

# 夫(未届)に 夢のよう

## 長崎・大村市「内縁の夫婦、準じた」

異性の事実婚関係を示す際に使われる「夫(未届)」の記載がある住民票の交付を受けた長崎県大村市の同性カップルが28日、記者会見で喜びを語った。市は対応について、裁量の範囲内との立場。今後、他の自治体や国の制度のありかたにも議論が広がろう。

## 同性カップル窓口で要望

「夢の世界にいるような、信じられないような気持ち。寄り添った配慮をしてくれた大村市に感謝している。引越してきてよかった」  
藤山裕太郎さん(39)は28日、大村市内で会見を開き、喜びをこう表現した。2人は3月末、兵庫県尼崎市から長崎に引っ越



新しい住民票を手にする松浦慶太さん(右)と藤山裕太郎さん=28日午後、長崎県大村市、日吉健吾撮影



住民票の藤山裕太郎さんの続柄には「夫(未届)」と記されていた(画像の一部を加工しています)

## 「パートナーシップ制より強い効力」

### 専門家指摘

大村市の対応に、ほかの同性カップルからは好意的に受け止める声が出ている。岡山県美作市の馬場奈緒美さん(47)と丸山真弥

した。性的少数者のカップルなどの関係を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入している大村市で、別々の世帯として同じ住所で暮らしていた。公的保険と補助金の申請のため、住民票でも2人の関係を証明する必要

があり、今月2日、世帯をひとつにする手続きを申請した。市側は窓口で、2人がすでに「宣誓」しているカップルであることから、「世帯主」である松浦さんに対し、藤山さんの続柄欄には「縁故者」と記すことを提案した。これに対し、松浦さんは「夫(未届)」の記載を要望。市側は担当者間で協議した結果、その

日のように記載が認められたという。松浦さんは「同性婚などの法制化にも影響が出てくるのではないかと話した。大村市も28日、住民票の交付までの経緯を説明。園田裕史市長は「自治事務として、内部で協議したなかで、最終的に記載した」と述べ、自治体の裁量の範囲内という見解を示した。

対応について、「内縁の夫婦に関する国の事務要領に準じて記載をした。越権するようなことを示しているわけではない」と強調。影響に関しては「理解が広がっていくことは当然のことであるが、社会保障であったり相続であったり、国の制度の中で議論されていくべきものだと考えている」と話した。(小川寒、榎場勇太)

さん(48)は、2019年に転入して以降、住民票に馬場さんが「世帯主」、丸山さんが「同居人」と記載されている。22年11月、丸山さんが脳出血で入院。「医療機関によって、親族でないからと病状の説明を聞けないこともある。住民票に「妻(未届)」とあれば、関係を証明しやすくなる」と歓迎する。自治体職員向けにLGBTQに関する法律の解説書などを出している日本大学危機管理学会の鈴木秀洋教授(法務)は、今回の大村市での取り扱いについて「住民票は全国共通の法的基盤となる公証制度として設計され

ていて、『パートナーシップ制度』より効力が強い『格上げの対応』と言える」とみる。就職、住宅の購入や賃貸契約などで「夫婦と同等の関係を証明する必要がある時、効果を発揮するだろう」と実生活上の影響を指摘。「国もパットクアッパすべきではないか」と話している。鳥取県倉吉市では昨年10月から、希望する場合は「夫(未届)」などと記載している。すでに交付したかは非公表だが、市の担当者は「パートナーは親族ととらえるのが考え方の基本」と独自に判断して決めたという。一方、住民票制度を所

管する松本剛明総務相は28日、報道陣に「現在大村市から事情を聴いている。今後その状況を踏まえ対応を検討する」と述べるにとどめた。総務省によると、続柄をめぐっては各都道府県に通知している「住民基本台帳事務処理要領」で記載例を示しており、「夫(未届)」あるいは「妻(未届)」は「内縁の夫婦」の場合とされ、婚姻届を出せば夫婦になる男女を想定している。同性カップルについては例示がない。総務省は問い合わせがあれば「同居人」と記載するよう説明しているという。(花房直子、榎本瑞希)